

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年10月24日

【発行者名】 UBS (Lux) ボンド・シキャブ
(UBS (Lux) Bond SICAV)

【代表者の役職氏名】 チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
イオアナ・ナウム (Ioana Naum)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J.F.ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) ボンド・シキャブ
- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル
(米ドル)
(UBS (Lux) Bond SICAV - Short Term USD Corporates Sustainable
(USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】
記名式無額面投資証券
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
クラスF - a c c 投資証券
上限見込額は、以下の通りである。
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
クラスF - a c c 投資証券
11億7,360万米ドル(約1,665億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2023年12月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている
(ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)クラスF - a c c 投資証券については、117.36米ドルに
1,000万口を乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2023年12月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル =
141.83円)による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載が
ない限り米ドルをもって行う。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月29日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2024年10月24日付でファンドの設立地における目論見書が変更され、外国投資法人の概況、投資方針、手数料等及び税金、手続等ならびに「別紙 - SFDR関連情報」等が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

(注) 下線または傍線部は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

<訂正前>

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

UBS (Lux) ボンド・シキャブは、集合投資事業に関する1988年3月30日のルクセンブルグ法パート に従い、集合投資事業に関する2002年12月20日法の条件に適合するために2005年12月に改変された「Société d'Investissement à Capital Variable」(シキャブ)の形態におけるオープンエンド型の投資ファンドとして1996年10月7日に設立され、2011年7月1日から集団投資事業に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)の適用対象となっている。2011年6月15日に有効となるよう、当社は、UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイを自己の管理会社に任命した。本投資法人は、ルクセンブルグ商業登記簿第B 56 385番に登録されている。

(後略)

<訂正後>

(2) 外国投資法人の目的及び基本的性格

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

UBS (Lux) ボンド・シキャブは、集合投資事業に関する1988年3月30日のルクセンブルグ法パート に従い、集合投資事業に関する2002年12月20日法の条件に適合するために2005年12月に改変された「Société d'Investissement à Capital Variable」(シキャブ)の形態におけるオープンエンド型の投資ファンドとして1996年10月7日に設立され、2011年7月1日から集団投資事業に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)の適用対象となっている。2011年6月15日に有効となるよう、当社は、UBS アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイ^(注)を自己の管理会社に任命した。本投資法人は、ルクセンブルグ商業登記簿第B 56 385番に登録されている。

(注) 2024年10月1日付で、UBS ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ) エス・エイ(UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.) からUBS アセット・マネジメント(ヨーロッパ) エス・エイ(UBS Asset Management (Europe) S.A.) に名称が変更された。以下同じ。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

1. 投資目的およびサブ・ファンドの投資方針

(中略)

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

(後略)

<訂正後>

1. 投資目的およびサブ・ファンドの投資方針

(中略)

サステナビリティに関する年次報告

「UBSのサステナビリティ報告書」はUBSによるサステナビリティ情報開示を行うための手段である。当該報告書は毎年公表され、オープンにかつ透明性をもってUBSのサステナビリティへのアプローチおよびサステナビリティに向けた活動を開示することを目的とし、UBSの情報ポリシーおよび情報開示に関する原則を一貫して適用している。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

エンゲージメント・プログラム

エンゲージメント・プログラムは、UBSアセット・マネジメントが特定のESG要因に関する懸念事項またはテーマ別トピックを特定した場合に企業を優先順位付け/選定することを目的とする。これらの企業は、UBSアセット・マネジメントが投資する企業ユニバース全体から、グローバル・スチュアードシップ・ポリシーに概説されているUBSの原則に従ってトップダウン・アプローチで選定される。優先順位付けのプロセスでは、企業とのエンゲージメントが必要かどうか、またかかるエンゲージメントがいつ必要かを判断する。企業がエンゲージメント・プログラムに選定された場合、エンゲージメントに関する対話は通常少なくとも2年間続く。これは、本ポートフォリオの企業に関して、一定期間中にサステナビリティ関連のエンゲージメントが行われたことを示すものではなく、また、本ポートフォリオの企業が積極的なエンゲージメントを目的として選ばれたことを示すものでもない。UBSアセット・マネジメントの企業選定、エンゲージメント活動、優先順位付けプロセスおよび懸念事項に対する理解に関する情報は、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書およびスチュアードシップ方針に記載されている。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

議決権

UBSは、UBSアセット・マネジメントの議決権行使方針およびUBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ方針に概説されている原則に基づき、以下の2つの基本的な目的のために、議決権を積極的に行使する。

1. UBSの顧客の最善の財務的利益のために行為し、当該顧客の投資対象の長期的な価値を高めること。
2. 取締役会における最良慣行を推進し、強力なサステナビリティの実践を奨励すること。

これは、サブ・ファンドが保有する企業に関して、特定の期間中にサステナビリティ関連のトピックにおける議決権行使が行われたことを示すものではない。特定の企業に対する議決権行使活動については、UBSアセット・マネジメントのスチュアードシップ年次報告書を参照のこと。

<https://www.ubs.com/global/en/assetmanagement/capabilities/sustainable-investing/stewardship-engagement.html>

(後略)

4 手数料等及び税金

<訂正前>

(5) 課税上の取扱い

(中略)

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。管轄の税務当局が投資者の課税上の地位を変更した場合には、F、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xクラスのすべての投資証券について、0.05%の税率で課税される可能性がある。

付与される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

(後略)

<訂正後>

(5) 課税上の取扱い

(中略)

ルクセンブルグ

本投資法人はルクセンブルグの法律に基づく。ルクセンブルグ大公国の現行法に従い、本投資法人は、ルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税または富裕税の対象とならない。ただし、各サブ・ファンドは、純資産総額について年利0.05%またはF、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - X、およびU - Xクラスについては0.01%のルクセンブルグの年次税を課せられ、各四半期末に支払わなければならない。かかる税金は、各四半期末に各サブ・ファンドの純資産総額について計算される。0.01%への低減税率の適用を受けるための条件を充足しない場合、F、I - A 1、I - A 2、I - A 3、I - B、I - XおよびU - Xクラスのすべての投資証券について、0.05%の税率で課税される可能性がある。

サブ・ファンドは、2020年6月18日付EU規則2020/852第3条において定義される環境的に持続可能な投資対象に投資される部分の純資産に対する年次税の税率を0.01%から0.04%(年率)の範囲とする低減税率の適用を受けることがある。

提示される課税金額は、算定時の最新の入手可能なデータに基づく。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第2 手続等

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

海外における販売手続等

(中略)

投資証券は現地のマーケットで支配的な基準に基づき貯蓄プラン、支払プラン、転換プランを通じても購入される。本件に関する詳細な情報は現地の販売代行会社に請求のこと。

サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

(後略)

<訂正後>

海外における販売手続等

(中略)

投資証券は現地のマーケットで支配的な基準に基づき貯蓄プラン、支払プラン、転換プランを通じても購入される。本件に関する詳細な情報は現地の販売代行会社に請求のこと。

以下のサブ・ファンドについて、サブ・ファンドの投資証券の発行価格は遅くとも注文日の翌日から起算して2営業日後(以下「決済日」という。)までに保管受託銀行に開設したサブ・ファンドの口座に払い込む。

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

(後略)

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

買戻し申込みは発行された券面を添付した上で管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行および権限を与えられた適切な販売会社に提出する。販売代行会社および支払事務代行会社は買戻し申込みを本投資法人に取り次ぐ。

買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の対価は遅くとも注文日の翌日から起算して3日後(以下「決済日」という。)に支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻し申込みが提出された国に買戻し代金を送金できない場合はこの限りではない。

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、

これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

買戻申込みは発行された券面を添付した上で管理会社、管理事務代行会社、保管受託銀行および権限を与えられた適切な販売会社に提出する。販売代行会社および支払事務代行会社は買戻申込みを本投資法人に取り次ぐ。

以下のサブ・ファンドについて、買戻しを行うサブ・ファンドの投資証券の対価は遅くとも注文日の翌日から起算して2営業日後(以下「決済日」という。)までに支払われる。ただし、外国為替管理、資本移動の制限等の法律規定または保管受託銀行の支配の及ばないその他の事情により買戻申込みが提出された国に買戻代金を送金できない場合はこの限りではない。

- ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)

投資証券クラスの通貨の国の銀行が決済日もしくは注文日から決済日までの期間のいずれかの日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、かかる銀行が営業する日、または対応する通貨がかかる決済システムにおいて取引可能である日に限定される。

(後略)

4 その他

<訂正前>

投資証券の買戻しと発行に関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日または関連するサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

「第3 管理および運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で取締役会が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

(後略)

<訂正後>

投資証券の買戻しと発行に関する条件

サブ・ファンドの投資証券は各ファンド営業日に発行され、買い戻される。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間中、営業している日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資を行った主要国の取引所が閉鎖している日または関連するサブ・ファンドの50%以上の投資対象を十分に評価することができない日を除く。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が閉鎖している日をいう。

さらに、以下のサブ・ファンドは、下記の表に定める非営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業しない日)が銀行休業日に追加される。

サブ・ファンド	銀行休業日
ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)	米国

銀行休業日の定義は、以下のとおりとする。

- アメリカ合衆国(米国)：元日、キング牧師記念日、ワシントン誕生日(大統領記念日)、戦没将兵追悼記念日、ジュンティーンズ、独立記念日、労働者の日、コロンブスの日、復員軍人の日、感謝祭、クリスマスおよび例外的な理由により宣言される銀行が通常の営業時間に営業しない追加の国民の祝日。(www.federalreserve.gov/aboutthefed/k8.htm)

決済日または注文日から決済日までの期間のいずれかの日が「営業日」に該当しない場合、これらの日は決済日の計算から除外される。決済日は、営業日に限定される。

「第3 管理および運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 () 純資産価格の計算ならびに投資口の発行、買戻しおよび乗換えの停止」と題する項に定める要領で取締役会が純資産価額の計算を行わないことを決定した日に発行または買戻しは行われない。さらに、本投資法人はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

(後略)

第四部 特別情報

第3 その他

交付目論見書の概要

<訂正前>

(中略)

その他の費用、 手数料	- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(0.01%)を負担します。
----------------	--

(中略)

(後略)

<訂正後>

(中略)

その他の費用、 手数料	- 本投資法人は、本投資法人の資産の管理、設立、変更、清算および合併に関する一切の追加の費用、手数料およびその他の報酬ならびに本投資法人の所得および資産に賦課されるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税(原則として0.01%)を負担します。
----------------	---

(中略)

(後略)

別紙 - SFDR関連情報

「別紙 - SFDR関連情報」は以下の内容に更新されます。

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに
規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される
金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:UBS(Lux) ボンド・シキャブ・ショート・ターム米ドルコーポレート・サステナブル(米ドル)
法人識別番号:549300JC0NCH4DVR5250

持続可能な投資とは、環境目的または社会目的に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目的または社会目的を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EUタクソノミーは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則には、社会的に持続可能な経済活動の一覧は含まれていない。環境目的を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ はい

☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目的を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 10%の比率で以下の持続可能な投資を行う

☐ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ EUタクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目的を有する持続可能な投資

☒ 社会目的を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない

この金融商品により、いかなる環境的および／または社会的特性が促進されるか？

この金融商品により以下の特性が促進される。

- 1) そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル
- 2) 参照ベンチマークを下回る加重平均炭素原単位(WACI)



ベンチマークは、環境的および／または社会的特性に応じて構成銘柄を評価し、または含めることを行わない広範な市場指数であるため、この金融商品により促進される特性に沿うように意図されたものではない。この金融商品により促進される特性を実現する目的のために指定されている ESG 参照ベンチマークはない。

持続可能性指標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのような持続可能性指標が用いられるか？**

上記の特性は、それぞれ以下の指標を用いて測定される。

特性 1)：

強力な環境・社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて発行体／企業を特定するために UBS ブレンデッド ESG スコアを用いる。UBS ブレンデッド ESG スコアは、UBS および認められた 2 社の外部プロバイダーである MSCI およびサステナリティクスからの標準 ESG 評価データの平均を表している。このブレンデッドスコアのアプローチは、一つの視点だけに依存するのではなく、複数の独立した ESG 評価を統合することによって生成されたサステナビリティ・プロファイルの質を高める。UBS ブレンデッド ESG スコアは、重要な環境、社会およびガバナンス要因を評価した企業のサステナビリティ・プロファイルを表す。これらの要因は、環境フットプリントおよび経営効率、リスク管理、気候変動への対応、天然資源の利用、汚染・廃棄物管理、労働基準、サプライチェーンの監督、人材育成、取締役会のダイバーシティ、労働安全衛生、製品安全性、ならびに贈収賄および汚職防止方針が含まれる可能性があるがこれらに限定されない。各審査対象企業には、0 から 10 までの UBS ブレンデッド ESG スコアが割り当てられ、10 が最高のサステナビリティ・プロファイルを示す。個別の投資対象レベルでの UBS ブレンデッド ESG スコアの最小値は設定されていない。

特性 2)：

スコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位(WACI)：

- スコープ 1 は直接的な炭素排出量をいうため、スコープ 1 には、関連する事業体または発行体の自社所有のまたは管理下にある排出源からのすべての直接的な温室効果ガス排出量が含まれる。
- スコープ 2 は間接的な炭素排出量をいうため、スコープ 2 には、関連する事業体または発行体が消費する電気、熱エネルギーおよび／または蒸気の生産からの温室効果ガス排出量が含まれる。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？**

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は、この金融商品により促進される一または複数の環境的および／または社会的特性に貢献することである。

主要な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AM は、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象は DNSH 基準を充足しないことになる。以下の PAI 指標もまた、本シグナルの一部である。

持続可能性要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBS は、その意思決定プロセスに PAI 指標を組み込んでいる。

現在、以下の PAI 指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないと UBS-AM のステュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- UBS-AM は、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AM は、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー」の項に記載されている。

以下の PAI 指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業の GHG 原単位」

- ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ 1+2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

以下の PAI 指標もまた、DNSH シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG 原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能な投資は OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？(詳細)

国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないと UBS-AM のスチュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

EU タクソノミーは、タクソノミー適合投資は EU タクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的なEU基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。この金融商品の残りの部分の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目的または社会目的を著しく害してはならない。



この金融商品は持続可能性要因への主要な悪影響を考慮するか？

✕ 考慮する。

主要な悪影響(以下「PAI」という。)とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関する持続可能性要因に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。UBS は、その意思決定プロセスに PAI 指標を組み込んでいる。

現在、以下の PAI 指標が、投資ユニバースからの除外によって考慮されている。

1.4 「化石燃料セクターで活動する企業へのエクスポージャー」

- 一般炭の採掘および外部業者への販売またはオイル・サンドの採掘から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。
- 一般炭中心のエネルギー生産から(UBS AM サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーに基づく)一定の基準を超える収益を得る企業は、除外される。

1.10 「国際連合グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD)多国籍企業行動指針の違反」

- 国際連合グローバル・コンパクト(UNGC)の原則に違反している企業であって、信頼性のある是正行動を示していないと UBS-AM のスチュアードシップ委員会が判断する企業は、除外される。

1.14 「非人道的兵器(対人地雷、クラスター弾、化学兵器および生物兵器)へのエクスポージャー」

- UBS-AM は、クラスター弾、対人地雷もしくは化学兵器および生物兵器に関与する企業または核拡散防止条約に違反する企業には投資しない。UBS-AM は、非人道的兵器の開発、生産、保管、保守もしくは輸送に関与する企業またはそのような企業の過半数株主(50%以上の持株比率)である企業を非人道的兵器に関与するものとみなす。

サステナビリティ・エクスクルーージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

以下の PAI 指数は、促進される特性によって考慮される。

1.3 「投資先企業の GHG 原単位」

ー ポートフォリオ・マネジャーは、スコープ 1+2 の炭素原単位のベンチマークに対する絶対値または相対値の低さに基づき投資対象を選定する。

「著しい害を及ぼさない」(DNSH)の評価に際して、UBS-AM は、利用可能性および適切性に基づき、選定された悪影響指標を考慮する。これらの指標は、各指標について定義される個別の基準により一つのシグナルに結合される。単一の指標が満たされない場合、投資対象は DNSH 基準を充足しないことになる。以下の PAI 指標もまた、本シグナルの一部である。

1.7 「生物多様性センシティブ・エリアに悪影響を及ぼす活動」

1.13 「取締役会のジェンダー多様性」

1.15 「GHG 原単位」

1.16 「社会的違反の対象となる投資先国」

持続可能性要因に対する PAI の考慮に関する情報も、サブ・ファンドの年次報告書に記載されている。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ESG インテグレーション:

ESG インテグレーションは、リサーチ・プロセスの一環として重大な ESG リスクを検討することにより行われる。ESG インテグレーションにより、ポートフォリオ・マネジャーが投資決定に影響を及ぼす財務上関連する持続可能性要因を特定し、投資決定を実行に移す際に ESG に関する検討事項を組み入れることができるようになり、また ESG リスクを体系的にモニタリングし、リスク選好度およびリスク制約と比較することが可能となる。ESG インテグレーションは、有価証券の選定、投資に対する確信度およびポートフォリオの組入比率を通じてポートフォリオ構築にも役立つ。

- 企業発行体の場合、このプロセスでは投資決定に影響を及ぼす可能性がある財務上関連する要因をセクター毎に特定する UBS 内部の ESG 重大問題の枠組みを利用する。財務上の重要性に対するかかる姿勢により、企業の財務パフォーマンス、ひいては投資リターンに影響を及ぼす可能性がある持続可能性要因をアナリストが重視することが確保される。また、ESG インテグレーションにより、企業の ESG リスク・プロファイルを改善し、これにより企業の財務パフォーマンスに対して ESG 上の問題が及ぼす潜在的な悪影響を軽減するためのエンゲージメントの機会を見出すことができる。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および外部の複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた UBS 内部の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。
- 企業以外の発行体の場合、ポートフォリオ・マネジャーは、重要な ESG 要因に関するデータを統合した定性的または定量的な ESG リスク評価を適用する。

重大なサステナビリティ/ESG に関する検討事項の分析には、とりわけカーボン・フットプリント、健康および福祉、人権、サプライチェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等の様々な側面を含めることができる。

ファンド特有の除外事項:

企業発行体: 一般的に企業発行体は、5 の基準(1-極めて低い、2-低い、3-普通、4-高い、5-極めて高い)を用いて発行体評価する企業自身の ESG リスク勧告を用いて ESG リスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESG リスク勧告全体が 1 から 3 の間にある場合を除き、概して、(ESG 統合の項に記載される)ESG リスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体: 企業自身の ESG リスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自の ESG リスク・ダッシュボードによるリスク・シグナルを考慮して、独自の ESG リスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG 統合プロセスの対象範囲部分ではない。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

● **この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の結合要素はどのようなものか?**

この金融商品により促進される一または複数の特性を実現するための投資対象を選定するため、投資戦略の以下の一または複数の結合要素が用いられる。

特性 1):

ベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイル

特性 2):

そのベンチマークを下回るスコープ 1 およびスコープ 2 の加重平均炭素原単位(WACI)

計算では、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。

四半期末に、当該四半期のすべての営業日における価額の平均値を用いて、一または複数の特性ならびにこの金融商品により促進される環境的および/または社会的特性を満たすために利用される持続可能な投資対象の最低比率および投資対象の最低比率が計算される。

ファンド特有の除外事項:

企業発行体: 一般的に企業発行体は、5 の基準(1-極めて低い、2-低い、3-普通、4-高い、5-極めて高い)を用いて発行体評価する企業自身の ESG リスク勧告を用いて ESG リスクについて評価を受ける。各サブ・ファンドは、UBS ESG リスク勧告全体が 1 から 3 の間にある場合を除き、概して、(ESG 統合の項に記載される)ESG リスク・ダッシュボードにおいて特定されるリスクのある企業発行体を除外する。

非企業発行体: 企業自身の ESG リスク勧告がない場合、サブ・ファンドは独自の ESG リスク・ダッシュボードによるリスク・シグナルを考慮して、独自の ESG リスク・ダッシュボードによるポジティブ・リスク・シグナルの発行体を除外する。

証券化債券は、ESG 統合プロセスの対象範囲部分ではない。

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー:

ポートフォリオ・マネジャーのサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、この金融商品の投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を概説したものである。サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーへのリンクは、本書「投資方針」に記載されている。

- 当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？

該当なし。

- 投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？

良好なコーポレート・ガバナンスは持続可能なパフォーマンスの主要な推進力であるため、ポートフォリオ・マネジャーの投資戦略に織り込まれている。ポートフォリオ・マネジャーは、重大な ESG リスクがある企業を識別するために、内部および認められた外部プロバイダーからの複数の ESG のデータ・ソースを組み合わせた独自の ESG リスク・ダッシュボードを用いている。ポートフォリオ・マネジャーの投資の意思決定プロセスに ESG リスクが組み入れられるようにするため、実用的なリスク・シグナルがポートフォリオ・マネジャーに対して ESG リスクを明確に示す。良好なガバナンスの評価には、取締役会の構成および独立性、報酬の整合性、所有および経営の透明性ならびに財務報告について見る事が含まれる。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

この金融商品により促進される環境的および／または社会的特性を満たすために利用される投資対象の最低比率は 51% である。この金融商品の持続可能な投資対象の最低比率は 10% である。

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。



#1 E/S 特性に整合には、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するために利用されるこの金融商品の投資対象が含まれる。

#2 その他には、環境的または社会的特性に整合しておらず、かつ、持続可能な投資対象としての適格性も有していないこの金融商品の残りの投資対象が含まれる。

#1 E/S 特性に整合の区分は以下を包含する。

- #1A 持続可能の細区分は、環境目的または社会目的を有する持続可能な投資対象を包含する。
- #1B その他の E/S 特性の細区分は、持続可能な投資対象として適格でない環境的または社会的特性に整合している投資対象を包含する。

- この金融商品により促進される環境的または社会的特性はデリバティブの利用によりどのように実現されるか？

タクソミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映した売上高
- 投資先企業が行うグリーン投資(例えば、グリーン経済への移行のためのもの)を示す資本的支出(CapEx)
- 投資先企業のグリーン事業活動を反映した事業運営費(OpEx)

EU タクソミーを遵守するために、化石燃料ガスに関する基準には、排出抑制および2035年末までの再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。

原子力については、包括的な安全および廃棄物管理の規則がその基準に含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、低炭素の代替手段がまだ利用可能でない活動であり、とりわけ温室効果ガス排出水準が最高のパフォーマンスに相当しているものである。

この金融商品により促進される特性の実現のためにデリバティブは利用されない。デリバティブは、主としてヘッジ目的および流動性管理目的のために利用される。



環境目的を有する持続可能な投資は少なくともどの程度 EU タクソミーに適合しているか？

タクソミー規則第 9 条に定められる一または複数の環境目的に関するデータならびにこの金融商品の原投資がタクソミー規則第 3 条に基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動に対してどのようにおよびどの程度行われているか(以下「タクソミー適合投資」という。)に関するデータは収集することができていない。そのことから、この金融商品のタクソミー適合投資は 0%である。

この金融商品は EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動に投資するか？

☐ 投資する。

☐ 化石燃料ガスに投資する。

☐ 原子力に投資する。

☒ 投資しない。

以下の2つのグラフは、EU タクソミーに適合している投資対象の最低割合を緑(本書に該当箇所はありません。)で示している。ソプリン債*のタクソミー適合性を判断する適切な方法がないため、1 つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債を含むすべての投資対象に関してタクソミー適合性を示しているが、2 つ目のグラフは、この金融商品のソプリン債以外の投資対象に関してのみタクソミー適合性を示している。



*これらのグラフの解釈上、「ソプリン債」はすべてのソプリン・エクスポージャーで構成される。

**関連しない(タクソミー適合の投資対象がない)ため、割合は記載していない。

¹ 化石燃料ガスおよび/または原子力に関連する活動は、それが気候変動の抑制(以下「気候変動緩和」という。)に寄与し、EU タクソミーの目的を著しく害するものではない場合にのみ、EU タクソミーを遵守する。左欄外の注記を参照すること。EU タクソミーを遵守する化石燃料ガスおよび原子力の経済活動に関する完全な基準は、委員会委任規則(EU) 2022/1214 に定められる。

● **トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低割合はどのくらいか？**

トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最低比率に対する確約はない。



EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最低割合は設定されていない。この金融商品がタクソノミー適合ではない環境的に持続可能な投資対象に投資する場合、これはタクソノミー適合性を決定するのに必要なデータが欠如しているためである。



社会的に持続可能な投資の最低割合はどのくらいか？

この金融商品による持続可能な投資は、環境目的もしくは社会目的またはその双方に貢献する。この金融商品は、予め定められた環境目的または社会目的の組み合わせを確約するものではなく、そのため、社会的に持続可能な投資の最低割合は設定されていない。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードはあるのか？

流動性管理およびポートフォリオ・リスク管理の目的のための現金および無格付商品が「#2 その他」に含まれる。無格付商品には、環境的または社会的特性の実現度の測定に必要なとされるデータを手入することができない有価証券も含まれることがある。



この金融商品がこの金融商品の促進する環境的および／または社会的特性に整合しているかを判断するための参照ベンチマークとして特定の指数が指定されるのか？

この金融商品がこの金融商品の促進する特性に整合しているかを判断する目的のために指定されているESG 参照ベンチマークはない。

参照ベンチマーク
とは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

● **参照ベンチマークは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれとどのように継続的に整合するのか？**

該当なし。

● **投資戦略と指数の手法の整合性はどのように継続的に確保されるのか？**

該当なし。

● **指定指数は、関連する広範な市場指数とどのように異なるのか？**

該当なし。

● **指定指数の計算に用いられる方法についてはどこを参照すればよいのか？**

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよい
か？

より詳細な商品特有の情報は、ウェブサイト(www.ubs.com/funds)で参照することができる。